

杉並区魅力発信事業業務公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

杉並区（以下「区」という。）では、これまで主に区の中央線 4 駅周辺の魅力を発信するために、イベントや各種史跡、飲食店などの観光資源を活用したツアーの実施や、回遊性向上のためのデジタルスタンプラリー等を行ってきました。

さらに、西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源を活用することで、令和 4 年度から区内全域における一層の来街者誘致を図るとともに、地域の活性化を目指していくため「魅力発信事業」を実施しています。

これまでの同事業の事業結果を踏まえて、更なる来街者の誘致を図るため、本実施要領に基づき、公募型プロポーザル方式により、区内全域（西武新宿線または京王井の頭線沿線を必ず含む）の魅力向上に資する情報発信およびイベント等を行う事業者を募集し、企画立案力や情報発信力、事業遂行能力等に優れた事業者を選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

魅力発信事業業務委託

(2) 業務内容

区内全域（西武新宿線または京王井の頭線沿線を必ず含む）の地域資源（居酒屋・スイーツ・ラーメン・観光スポット等）に関する情報を効果的に発信するとともに、来街につながるイベント等を実施します。

① 委託業務の企画

ア 実施内容については、区の地域特性に合わせた将来的に来街が見込めるターゲット層を対象とします。

イ 情報発信は区内外に向けて広く発信する事とし、発信方法（Web 記事、PR 動画、来街者による SNS 発信、紙媒体等）は問いませんが、単なる情報発信にとどまらず、設定したターゲット層に対する発信の成果がわかるように明記すること。

ウ 事業実施期間については、特に制限を設けませんが、実績報告書の提出等も含めて年度内に終了すること。

エ 提案の中に見込み数値を掲げ、根拠を具体的に示すこと。

・Web 記事PV 数等の数値を明記する場合は、過去の類似事業の実績を併せて提示すること。

オ 実際の来街につながるイベント等を開催し、情報発信を効果的なものにすること。

カ アンケート等からターゲットの属性を収集し来街に繋がったかの効果検証を行い、報告すること。

キ 情報発信にあたっては、商店街・地域団体・個店等と連携して実施すること。

② 委託業務の運営管理

ア 業務を実施する上で必要な店舗・施設との交渉、調整、集客、会場設営などについて

は、受託事業者が行うこと。

イ 委託者と定期的に情報交換を行い、進捗の報告、協議を行うこと。

※【補足事項】

- ① 別添資料「令和 4 年度から令和 6 年度の杉並区魅力発信事業の実施について」を参考にし
て企画を提案すること。
- ② 事業終了後に提出する実績報告書と併せて、ターゲットに対して実施するアンケート結果
を提出すること。
- ③ イベントの参加費は無料とすること。

※【参考】区の観光に関する基本データ

○杉並区公式情報サイト「すぎなみ学倶楽部」
<https://www.suginamigaku.org>

○中央線あるあるプロジェクト
<https://www.chuosen-rr.com/>

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日

(4) 事業規模（上限額）

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次に掲げる全ての条件に該当する法人であること。

- (1) 直近 5 年以内に、官公庁や民間企業等で提案業務又はそれに類似する業務の実績を 1 回以
上有すること。なお、直近 5 年とは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年
を指します。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）
に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平
成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定め
る除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び特別法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は、以下のとおりです。

内容	期日等（予定）
実施要領の公表	令和 7 年 4 月 24 日（木）
質問受付期限	令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 3 時まで（必着）
質問回答	令和 7 年 5 月 16 日（金）以降に、区ホームページ「 <u>令和 7 年度 プロポーザル案件のご案内</u> 」で公開します。（「5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答」の（4）に記載の URL をご参照ください。）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 5 月 29 日（木）正午まで（必着）
第一次審査結果通知（書類審査）	令和 7 年 6 月 18 日（水）頃
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 7 年 6 月 26 日（木） 場所・時間：別途、第一次審査通過事業者にご連絡します。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、令和 6 年 6 月下旬頃に通知します。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

「質問書」（様式 1）に質問内容を記載の上、E-mail（PDF ファイルにして添付）により提出してください。

(2) 質問の受付先

「10 担当課（問い合わせ先）」に同じ

(3) 質問の受付期限

令和 7 年 5 月 12 日（月）午後 3 時（必着）

(4) 質問の回答方法

令和 7 年 5 月 16 日（金）以降、区ホームページ「令和 7 年度 プロポーザル案件のご案内」で回答

(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyuusatsuoshirase/proposal/index.html>)

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙 1 「提出書類一覧」のとおり

様式 5-1（企画提案書 概要版）は HP に公表しますので A 3 一枚にまとめてください。

(2) 提出部数

正本 1 部と副本 8 部をそれぞれ製本（A4 縦長ファイル等で綴じる）し、提出してください。

(3) 提出方法

「10 担当課（問い合わせ先）」へ持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「魅力発信事業業務委託応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「10 担当課（問い合わせ先）」に同じ

(5) 提出期限

令和7年5月29日（木） 正午 必着

※持参、郵送を問いませんが、電子メールでの提出は認められません。

未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(6) 留意事項

※企画提案書等に乱丁、落丁等、手続きに不備が多い場合は、失格となる場合がありますのでご注意ください。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区魅力発信事業業務受託者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、「2 業務の概要」の遂行に関し、適していると認められる事業者を受託者候補者として選定します。なお、区で設定する事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は、審査対象となりません。

(1) 審査基準の概要

① 法人の適格性

審査項目	審査内容
経営状況	経営状況
業務実績	類似業務の請負実績

② 企画提案内容の妥当性

審査項目	審査内容
業務の理解度	業務に対する理解
業務に対する取組姿勢	業務に対する取組姿勢、応募動機の意欲
業務遂行体制	統括責任者及び業務担当者の配置・経歴・資格 その他の人員体制
ターゲット設定	ターゲット設定とその理由
観光資源の設定	取り上げる観光資源とその選択理由 提案の特色性
地域団体等との連携	連携する具体的内容等
情報発信・イベント	発信方法、目標数値（定量・定性）イベントの記載 等
効果測定	検証方法の工夫、有効性
企画提案書	提案書のわかりやすさ
スケジュール	実施スケジュールの内容
費用対効果	積算内容

③ 社会的責任

審査項目	審査内容
社会的責任	社会課題等への対応、適切な労働環境の確保等

④ 区内事業者への加点

審査項目	審査内容
区内事業者への加点	事業所所在地が区内に存在すること

⑤ 総合評価

審査項目	審査内容
総合評価	審査全体を通じた総合評価

(2) 審査方法

本プロポーザルは、二段階審査方式で実施します。

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で資格や内容等の審査を実施し、第二次審査対象事業者を選考（第一次審査配点合計の6割以上の点を取得した事業者を対象に、上位2、3事業者程度を予定）します。第一次審査の結果は、令和7年6月18日（水）頃に、第一次審査参加事業者全てに対して通知します。

② 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。第二次審査実施方法等の詳細は、別途、担当課より第一次審査通過事業者に対して通知します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和7年6月下旬頃に、担当課より第二次審査参加事業者全てに対して通知します。なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

(4) 選定結果の公表

選定結果は審査項目及び合計点数を記載したものをホームページにて公表します。その際、応募事業者名も公表の対象になります。

8 参加事業者の失格

参加資格の確認を受けた応募事業者が、資格確認後に、次の「ア」から「オ」までのいずれかに該当するときは失格とします。その場合、既に提出された企画提案書等は返却しません。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 参加資格を満たさなくなった場合

ウ 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

エ 応募事業者（応募予定者の関係者を含む）が、選定会議の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員及びこの募集に関係する区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする、又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

- ・ 実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加
- ・ 実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・ 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席

オ アからエに定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。ただし、選定会議が認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しません。また、区は提出された企画提案書等について、必要に応じて使用できることとします。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例（昭和 61 年 条例第 38 号）に基づき、公開することがあります。
- (6) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。
- (7) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。
- (8) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が区と契約を締結する場合においては、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾を必要とします。
- (9) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「8 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。
- (10) 会議で審査をした結果、一定の点数を満たす参加事業者がいなかった場合は、受託者候補者を選定しません。
- (11) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者は、本事業の実施に当たり旅行業法等の関係法令を遵守するとともに、事故等が発生した際にはその損害等について責任を負うこととします。
- (12) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合は、速やかに「10 担当課（問い合わせ先）」に辞退届（様式 8）を提出してください。

10 担当課（問い合わせ先）

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー 2 階

杉並区産業振興センター 観光係

担当：南木・田枝・藤崎

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土、日、祝日除く）

電話番号：03-5347-9184（直通） E-mail：kanko-k@city.suginami.lg.jp

提出書類一覧

※この帳票を以下の提出書類に添えて提出してください。

No	提出書類	様式	提出部数	提出期限
1	参加申請書	様式 2	1 (正 1)	令和 7 年 5 月 29 日 (木) 正午 必着
2	事業者概要	様式 3	9 (正 1 副 8)	
3	業務遂行体制	様式 4	9 (正 1 副 8)	
4	企画提案書	様式 5 及び 任意様式	9 (正 1 副 8)	
	企画提案書(概要版) HP 公表用 (A 3 一枚)	様式 5-1	9 (正 1 副 8)	
5	見積書(積算内訳含む)	任意様式	9 (正 1 副 8)	
6	実施スケジュール	任意様式	9 (正 1 副 8)	
7	類似業務の請負実績	様式 6	9 (正 1 副 8)	
8	社会的責任取組調書	様式 7	9 (正 1 副 8)	
9	直近 3 期分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、販売費一般管理費明細表、株主資本等変動計算書)	写し	9 (正 1 副 8)	
10	直近事業年度(決算年度) 1 年分の納税証明書 (「法人事業税及び特別法人事業税」、「法人税」又は「申告所得税」、「消費税及び地方消費税」)	写し	9 (正 1 副 8)	

※提出部数の「正」は正本を、「副」は副本のことを指します。

【注意事項】

- ① 上記に掲げる各様式は、A4 サイズ縦長カラーを基本とします。(ただし、A3 サイズ等の場合は、片袖折りにし、A4 サイズ縦長の形式で提出願います。) また No「1」～「10」の項目ごとにインデックスを貼り付け、ページの通し番号を記載の上、A4 縦長ファイルに綴じてご提出ください。
- ② No. 4「企画提案書(概要版) HP 公表用」については、**A 3 一枚**にまとめてください。
- ③ No. 5「**見積書(積算内訳含む)**」について、必ず「イベント実施費用」「情報発信費用」「事業報告書作成費」の項目を作成し、各費目の詳細な内訳をご記載ください。また著作権等の権利の使用に関わる費用は、事業規模内に含めてください。
- ④ No. 6「**実施スケジュール**」について、「キックオフ」「イベント実施」「情報発信」「最終報告」等の事業実施スケジュールを含め、全体のスケジュール感をお示しください。
- ⑤ No. 7「**類似業務の請負実績**」については、直近 5 年以内の官公庁や民間企業等での類似業務の実績・効果等を記載してください。なお、直近 5 年とは、令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年を指すこととします。
- ⑥ No. 10「**直近事業年度(決算年度) 1 年分の納税証明書**」に関する補足事項は以下のとおりです。
 - ・ 杉並区競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出が不要となる場合があります。
 - ・ 法人事業税は参加を希望する営業所が所在する都道府県で発行されたものです。
 - ・ 「法人税」又は「申告所得税」納税証明書その 1 及び消費税及び地方消費税納税証明書その 1 については、「その 3 の 3」での代用はできません。